

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 87

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 17 の OAPI 加盟国において共同イノベーション用プラットフォームの設立を目指す AfrIPI の 3 か年計画が成功裏に終了
- ・ アフリカ大陸における知的財産の保護と行使に関わる難題

ARIPO

- ・ ARIPO 長官が外交団のメンバーと対面
- ・ ハラレ議定書およびバンジュール議定書が関連の条約に合致していることを検証・確認する目的で ARIPO の「知的財産に関する技術委員会」が会合を実施
- ・ ARIPO の「著作権および著作隣接権に関する技術委員会」がアフリカ諸国の著作権関連の構想について審議

カーゴベルデ

- ・ マドリッド協定議定書に基づく宣言

エジプト

- ・ 知的財産に関してエジプトの監督官庁となる新たな知財庁の設立を発表

赤道ギニア

- ・ OAPI が赤道ギニアにおいて研修講座を開講

ケニア

- ・ ナクル郡が ACA との提携によりビジネス・コミュニティ向けの反復学習フォーラムを開催
- ・ 違法なインターネットサービス・プロバイダーに対する営業停止処分を PAP ケニアが称賛
- ・ 知的財産権盗用の取締りに対する広域的な協力強化を目指す欧州連合の代表団がケニアを訪問
- ・ 強力な協調的パートナーシップの模索：模倣品取引対策のステップアップに関して ACA がケニアの私企業連合と連携

リベリア

- ・ 著作権モニタリングをリードするリベリア

ナイジェリア

- ・ 仮想通貨 Trendx が Nollywood Factory との提携により知的財産に関してアフリカ初のトークンを提供
- ・ アフリカにおけるクリエイティブ産業とエンターテインメントの中心を目指すナイジェリアのプランとは
- ・ 著作権と知的財産に関する法律学を法曹界に浸透させることを目標として NCC がナイジェリア弁護士会のための能力構築を実施

OAPI

- ・ OAPI の審判手続に関する解説
- ・ 中央アフリカ共和国で実施された地理的表示に関する研修

南アフリカ

- ・ EU 主導の意匠法改正に従うことで南アフリカがメリットを得る可能性

ウガンダ

- ・ 模倣品取締法案の提出を求めた議員が議会の承認を獲得

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ AFCFTA の新たな議定書が企業のために創出する公平な競争の場
- ・ アフリカとガーナの AI 最前線に行く：知的財産権と生成技術

OAPI

- ・ 産学協同イノベーション用プラットフォームをめぐって OAPI 加盟国で展開されている 3 つの試行プロジェクト

ケニア

- ・ 模倣品取引の取締りに向けて連携を試みるキスム市および湖水地方（ヴィクトリア湖周辺）の経済団体が ACA に協力を要請

モロッコ

- ・ OAPI/OMPIC（モロッコ工商業所有権庁）/ASMEX（モロッコ輸出業者協会）の活動

ナイジェリア

- ・ ナイジェリアのアーティストたちは各自の知的財産を守るべき——Omambala 談

・知財に関する知識の普及を目指すナイジェリア著作権委員会が大学生や若手クリエイターを対象とした取組を約束

南アフリカ

- ・模倣品の衣類および靴の押収活動を南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）が称賛：経済成長と持続可能な雇用創出に向けた大胆な一手
- ・知的財産は自衛するもの——EOH 判決から学ぶ重要な教訓

ウガンダ

- ・ウガンダ登録サービス局（URSB）が 771.4 億シリングの非税収入を記録

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・17 の OAPI 加盟国において共同イノベーション用プラットフォームの設立を目指す AfrIPI の 3 か年計画が成功裏に終了¹

アフリカ知的財産機関（African Intellectual Property Organization；OAPI）の加盟国を対象とした 3 年間の支援が終わりに近づいた時点で、AfrIPI（アフリカの知的財産とイノベーションに関するプロジェクト）は「実験国となる OAPI 加盟国におけるイノベーション・プラットフォームの設立」（*Setup of innovation platforms in OAPI pilot countries*）と呼ばれる構想の最終段階を飾るイベントを主催した。

コートジボワールのアビジャンで開かれた晩餐会の席上、選考委員会は、2024 年に AfrIPI のパートナーの支援を受ける 3 つの試験的イノベーション・プラットフォームを明らかにした。

- トーゴ：農業および農産物のイノベーションに関する国家プラットフォーム
- カメルーン：農業、農業関連産業、医薬品および化粧品に関するプラットフォーム
- コートジボワール：生産とマーケティングのイノベーションに関するバーチャルプラットフォーム

・アフリカ大陸における知的財産の保護と行使に関わる難題²

あるジャーナリストが自らの記事の中で、ブランドや個人がアフリカにおいて自らの知的財産の保護・エンフォースメントの際に困難に直面する理由を以下のように列挙している。

¹ <https://afripi.org/news/afripi-successfully-concludes-3-year-initiative-set-collaborative-innovation-platforms-17-oapi> (2023.8.9)

² <https://www.zawya.com/en/economy/africa/challenges-in-protecting-and-enforcing-intellectual-property-in-the-african-continent-il2icohh> (2023.8.8.)

- 法的枠組みの絡まりあった構造が複雑でわかりにくい上に、アフリカ大陸全域で適用される唯一の統一的な知的財産制度や法が存在せず、知的財産関連の法や慣行に調和が欠けていること。
- インフラの問題。例えば、知財当局のリソースや資金が限られている、技術が時代遅れである、人材活用や専門知識が不十分である等。
- 商標スクワッティング（後日の転売を目的とした商標の先行登録）。これは特に先願主義の法域で問題となる。
- 知的財産に関する認識、資金および教育の欠如——アフリカでは「知的財産は知識経済の通貨である」という認識がまだ普及していないと著者は示唆している。
- アフリカに対するネガティブな見方があり、優秀な人材・インフラ計画・技術・革新的ソリューションによって繁栄している経済がアフリカ大陸に数多く存在するという事実が十分に周知されていないこと。

ARIPO

・ARIPO 長官が外交団のメンバーと対面³

2023年7月25日、アフリカ広域知的財産機関(African Regional Intellectual Property Organization; ARIPO)の長官を務める Bemanya Twebaze 氏は、ARIPO 加盟国およびオブザーバー国の大使らを ARIPO 事務局に招いた。この招待に応じた加盟国はボツワナ、ガーナ、ケニア、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、タンザニア、ザンビアであり、オブザーバー国としてコンゴ民主共和国、エチオピア、南アフリカおよび南スーダンが同席した。

Twebaze 長官は「アジアなど他の大陸の統計と比較して... (アフリカの) 特許出願と意匠出願の件数が唖然とするほど少ないこと」を示す統計を大使らに示し、「アフリカにおける知財保護の重要性について公衆を啓発し、支持を集める」よう要請した。

・ハラレ議定書およびバンジュール議定書が関連の条約に合致していることを検証・確認する目的で ARIPO の「知的財産に関する技術委員会」が会合を実施⁴

ARIPO の「知的財産に関する技術委員会」(Technical Committee on Industrial Property; TCIP)の会合が2023年8月22日に開催された。今回の会合の目的は、ハラレ議定書とバンジュール議定書に関するレビューを作成し、両議定書が関連の国際条約やベストプラクティスに合致しているか否かを確認することである。現在 TCIP に委員を送っている ARIPO 加盟国は、ガンビア、リベリア、ルワンダ、タンザニア、ジンバブエである。

³<https://www.aripo.org/public/news/ARIPO+Director+General+Engages+Members+of+the+Diplomatic+Corps-1690471850> (2023.7.26)

⁴https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_aripo-harare-banjul-activity-7099656421666959360-1Guc/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.7.22)

・ARIPOの「著作権および著作隣接権に関する技術委員会」がアフリカ諸国の著作権関連の構想について審議⁵

ARIPOの「著作権および著作隣接権に関する技術委員会」(Technical Committee on Copyright and Related Rights ; TCCR)の10回目の会合は2023年8月14日から開始され、無事終了した。この会合については以下のような情報が提供されている。

- 今回の会合に参加した国は、ボツワナ、ガーナ、ケニア、リベリア、ジンバブエであった。
- 参加者は、当該地域の著作権関連の構想について協議した。
- 協議された主題の中には、「私的複製補償金に関する地域戦略」や「著作権管理団体のための評判管理」といった事項が含まれていた。

カーボベルデ

・マドリッド協定議定書に基づく宣言⁶

マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に最近署名したカーボベルデは、以下の適用を採択する旨をWIPOに通知した。

- 18か月の拒絶通報期間—第5条(2)(b)
- 個別手数料—第8条(7)(a)

この通知は宣言によって行われ、2023年9月26日から効力を発生する。

最初の区分に関する登録手数料は169スイスフラン、複数の区分を登録する場合の追加手数料は1区分につき62スイスフラン、更新手数料は86スイスフランとなる予定である。

エジプト

・知的財産に関して自国の監督官庁となる新たな知財庁の設立を発表⁷

エジプト当局は、知的財産に関してエジプトの新たな監督官庁となる機関の設立を発表した。この機関は「エジプト知的財産庁」(Egyptian Authority for Intellectual Property)と呼ばれることになる。知的財産庁設立の告知は、2023年8月11日付の官報第31号において公開された「2023年法律第163号」(エジプト知的財産庁の設立に関する法律)によって行われた。

新設される知的財産庁は、既存のいくつかの当局(科学研究技術アカデミー、特許庁、植物品種保護局を含める)に代わる機関として、知的財産保護を一元的に管理することになる。新たな知財庁は、前記の法律第163号の施行日から1年以内に完全な機能を発揮することを求められる。

⁵ https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_aripomemberstates-copyright-intellectualproperty-activity-7100851897758048256--DpQ/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.8.)

⁶ https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_22.pdf (2023.7.20)

⁷ <https://spoor.com/egypt-a-new-ip-office/> (2023.8.23)

赤道ギニア

・OAPI が赤道ギニアにおいて研修講座を開講⁸

OAPI が赤道ギニアにおいて研修講座を開講した。この研修の目的は、同国において地理的表示 (GI) を所管する国家委員会の設立を可能にすることである。

SNS に投稿された記事によれば、OAPI 加盟国において地理的表示の保護・認知・普及を図る過程で、上記のような国家委員会は欠かせない要素だという。

ケニア

・ナクル郡が ACA との提携によりビジネス・コミュニティ向けの反復学習フォーラムを開催⁹

ケニアの模倣品取締機関 (ACA) がウェブサイトに掲載した記事によれば、ACA はナクル地区 (Nakuru region) の郡政府との共催により、ナクル市において野外協議フォーラムを実施し、成功を取めたという。このようなフォーラムを実施する目的は、従来にも増して強力なパートナーシップをビジネス・コミュニティとの間で培うことである。

上記の記事によれば、ナクル地区では模倣品取引が急増しているという。今回のフォーラムの目的は、模倣品取引の取締りに関して行政当局と商業事業者との効果的な協力関係を推進することであった。

・違法なインターネットサービス・プロバイダーに対する営業停止処分を PAP Kenya が称賛

10

模倣品取締を目指すケニアのロビー団体「Partners Against Piracy (PAP) Kenya」は、ケニアで違法な活動を行っていた大手インターネットサービス・プロバイダー (ISP) 2社 (Kozi TV および Wavelink) を営業停止に追い込んだとしてケニア警察とケニア著作権委員会 (Kenya Copyright Board ; KECOBO) を称賛した。これら ISP 2社は、6,000 人程度の顧客に向けて有料のプレミアムコンテンツを違法に配信することにより、「健全なデジタル市場の発展を阻害した」とされている。

・知的財産権盗用の取締りに対する広域的な協力強化を目指す欧州連合の代表団がケニアを訪問¹¹

欧州連合の対ケニア通商顧問を務める Martijn Boelen 氏と、知的財産部門の EU アフリカ地域顧問を務める Gregor Schneider 氏に率いられた EU 代表団が最近ナイロビを訪れ、ケニア模倣品取締

⁸ https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_lanc%C3%A9-le-31-juillet-2023-%C3%A0-bata-la-premi%C3%A8re-activity-7092481792137379840-FR5W/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.7.31)

⁹ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/443-nakuru-county-partners-with-aca-to-host-business-community-sensitization-forum> (2023.8.3)

¹⁰ <https://www.musicinafrica.net/magazine/pap-kenya-lauds-shutdown-illegal-isps> (2023.8.11)

¹¹ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/446-european-union-delegation-visits-for-strengthened-collaboration-in-combating-intellectual-property-rights-theft-across-the-region> (2023.8.21)

機関（ACA）事務局長の Robi Mbugua Njoroge 博士と会見した。今回の訪問の目的は、既存の協力分野の見直しを行うことであった。EU-ケニアの協力は、ケニアにおける知的財産権の効果的な保護を実現するための能力構築と立法面の調整を目標としている。

・強力な協動的パートナーシップの模索：模倣品取引対策のステップアップに関して ACA がケニア民間セクター連盟と連携¹²

ケニア民間セクター連盟（Kenya Private Sector Alliance；KEPSA）は、ケニアにおける模倣品の取締りと消費者保護の促進に向けて相互的な協力関係の可能性を模索するため、模倣品取締機関（ACA）との連携に同意した。

ACA の事務局長を務める Robi Mbugua Njoroge 博士は、知的財産権を保護するとともに模倣品の悪影響から消費者を保護するため、ACA は今後とも民間セクターとの建設的な対話を続けていくと語っている。

リベリア

・著作権モニタリングをリードするリベリア¹³

リベリア著作権協会（Copyright Society of Liberia；COSOL）の理事を務める Prince Emmanuel Decker 氏の言によれば、リベリアは著作権の分野における行政能力をいっそう高めており、いずれは「アフリカにおける著作権モニタリングのリーダー」の一角を占めることが予想されるという。

リベリアで唯一の著作権管理団体（CMO）である COSOL は過去 3 年間に大きな進歩を遂げ、著作権使用料の徴収と分配を通じてリベリアにおける富の創造に大いに寄与してきた、と同氏は主張している。

ナイジェリア

・ブロックチェーン企業 Trendx が Nollywood Factory との提携により知的財産に関してアフリカ初のトークンを提供¹⁴

ナイジェリアのブロックチェーン企業としてリアル資産のトークン化業務に従事しているスタートアップ企業 Trendx が、アフリカの大手映画制作会社 Nollywood Factory との契約を獲得し、新規の映画プロジェクトに関わる知的財産権のトークン化を行うこととなった。これらの知的財産権には、マーチャンダイジングやライセンスの権利も含まれる。ちなみにトークン化（tokenization）とは、「特定の資産の所有権または価値を表すためにブロックチェーン技術を使用するプロセス」のことである。

¹² <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/444-exploring-strong-collaborative-partnerships-aca-engages-kenyas-private-sector-alliance-in-stepping-up-war-on-counterfeit-trade> (2023.8.22)

¹³ <https://allafrica.com/stories/202308220343.html> (2023.8.22)

¹⁴ <https://techcabal.com/2023/07/27/trendx-partners-with-the-nollywood-factory-to-offer-africas-first-ipr-tokens/> (2023.7.27)

・アフリカにおけるクリエイティブ産業とエンターテインメントの中心を目指すナイジェリアのプランとは¹⁵

ナイジェリアのクリエイティブ産業——ハリウッドをもじってノリウッド (Nollywood) と呼ばれる映画産業、パフォーマンスアート、ファッション、ビジュアルアート、広告、テレビ、放送といった業種が含まれる——は同国の GDP の 1.43%を生み出しており、この割合は将来的に 5%に達する可能性がある。

しかし、ナイジェリアのクリエイティブ部門は大きな困難に直面している。それは知的財産権保護の薄弱さである。ナイジェリア著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission ; NCC) の報告によれば、ナイジェリアの映画産業が著作権侵害によって被る損失は、見積りにして年間 10 億ドルにも及ぶという。法律事務所 Banwo & Ighodalo が作成した報告書には、ナイジェリアにおける知的財産権は公衆の認識不足、実効性のない制度、不十分な罰則、贈収賄の横行、整合性の欠如によって妨げられているという記述がある。

ナイジェリア政府は、クリエイティブ部門に属するクリエイターや投資家の権利と利益を保護するような法的枠組みの開発を計画している。この枠組みには、創作物の所有権・管理・報酬を保護するとともに海賊行為・盗用・侵害を抑止・処罰する法や規則が含まれる。

・著作権と知的財産に関する法律学を法曹界に浸透させることを目標として NCC がナイジェリア弁護士会のための能力構築を実施¹⁶

ナイジェリア著作権委員会 (NCC) の事務局長を務める John O. Asein 博士はナイジェリアの法曹たちに対し、知的財産法に関する各人の知識を向上させるよう要請した。同博士が特に強調したのは、同国の新法である「2022 年著作権法」に照らして著作権法の知識を高めることである。

Asein 博士がこの要請を行ったのは 2023 年 8 月 8 日、ナイジェリア法曹協会 (Nigerian Bar Association) の会員向けにアブジャ大学法学部において実施された「著作権に関するワークショップ」の開会式の席上であった。

OAPI

・OAPI の審判手続に関する解説¹⁷

OAPI が SNS に投稿した記事は、OAPI の審判手続について一種の洞察を提供するものである。記事の説明によれば、上級審判委員会 (Superior Appeals Commission ; CSR) が 3 人の審判官から

¹⁵ <https://venturesafrica.com/what-is-nigerias-plan-to-become-africas-creative-and-entertainment-capital/> (2023.7.28)

¹⁶ <https://copyright.gov.ng/ncc-builds-capacity-for-nba-to-enhance-copyright-ip-jurisprudence-among-lawyers/> (2023.8.16)

¹⁷ https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-csr-proprieztaezintellectuelle-activity-7091036445741604864-PG46/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.8.)

構成される。こうして結成された審判団が、以下のような OAPI 長官の決定に対する審判請求の審理を担当することになる。

- 知的財産権出願の拒絶査定
- 知的財産権出願に対する異議申立に基づく決定
- 所有権の主張に関する決定
- 権利回復請求の拒絶

2023年7月17日から20日までの期間に OAPI の審判団が行った審理の中には、商標に関する異議申立 14 件が含まれている。

・中央アフリカ共和国で実施された地理的表示に関する研修¹⁸

2023年8月2日から同月4日にかけて、OAPI は、中央アフリカ共和国との協力の下、地理的表示 (GI) と団体標章をめぐる様々なトピックについて啓発を目的としたワークショップを開催した。このワークショップは、中央アフリカ共和国の首都バンギにおいて実施され、その開催に当たっては同国の貿易省が支援を提供している。

南アフリカ

・EU が先導する意匠法改正に追随することで南アフリカがメリットを得る可能性¹⁹

Spoor & Fisher に所属する南アフリカの知財弁護士 Marco Vatta が語るところでは、欧州連合は現在 EU 意匠法の見直しを計画しているという。その目的は、意匠法に基づく保護をよりデジタルワールドに即応したものにすることである。南アフリカも同様な措置をとるべきだと Vatta は提言する。南アフリカ意匠法の改正点としては以下のようなものが考えられるだろう、と Vatta は示唆している。

- 意匠の定義を拡張してデジタル製品を含むようにすることが考えられる。
- 意匠の法的強制力は当該意匠が登録されている区分にしか及ばないという制限条件は撤廃されるかもしれない。
- 単一の登録によって複数の意匠を保護することが認められるかもしれない。

ウガンダ

・模倣品取締法案の提出を求めた議員が議会の承認を獲得²⁰

¹⁸ https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-indicationgeozographique-rca-activity-7093183898360111104-TIAe/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2022.8.4.)

¹⁹ <https://www.lexology.com/commentary/intellectual-property/south-africa/spoor-fisher/south-africa-could-benefit-by-following-eu-lead-in-updating-design-laws> (2023.7.31)

²⁰ <https://www.zawya.com/en/press-release/africa-press-releases/uganda-member-of-parliament-mp-wins-house-approval-to-introduce-anti-counterfeiting-bill-x6krd5ku> (2023.7.28)

ウガンダ議会は Asuman Basalirwa 議員が下院議員法案 (Private Member's Bill) を提出することを許可した。この法案の名称は「2023 年模倣品取締法案」(Anti-Counterfeiting Bill, 2023) であり、以下のような規定が盛り込まれている。

- 「保護された知的財産権を侵害する」商品の売買を禁止する。
- 模倣品取引に関わる犯罪を制定する。
- 模倣が疑われる商品を没収する権限をウガンダ歳入庁 (Uganda Revenue Authority) の長官に与える。
- ウガンダ国立基準局 (Uganda National Bureau of Standards) が任命した調査官にも同様の没収を許可する。

模倣品取引が蔓延しているにも関わらず、被害者が国家の知財当局を通じて享受しうる行政上の救済をウガンダの知的財産法は提供していない、と法案提出者は語っている。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- AFCFTA の新たな議定書が企業のために創出する公正な競争の場 (2023.8.4.)

<https://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/business/New-AfCFTA-protocols-will-create-a-level-playing-field-for-businesses-Appiah-Kusi-Adomako-1818212>

- アフリカとガーナの AI 最前線を行く：知的財産権と生成技術 (2023.8.20.)

<https://www.modernghana.com/news/1253002/navigating-the-ai-frontier-in-africa-and-ghana.html>

OAPI

- 産学協同イノベーション用プラットフォームをめぐって OAPI 加盟国で展開されている 3 つの試行プロジェクト (2023.8.)

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_afripi-afripi-activity-7090677476317634560-BXnX/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

ケニア

- 模倣品取引の取締りに向けて連携を試みるキスム市および湖水地方 (ヴィクトリア湖周辺) の経済団体が ACA に協力を要請 (2023.7.31)

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/438-business-associations-in-kisumu-and-lake-basin-region-in-partnership-call-with-aca-in-efforts-g geared-towards-combating-counterfeit-trade>

モロッコ

- OAPI/OMPIC (モロッコ工商業所有権庁) /ASMEX (モロッコ輸出業者協会) の活動 (2023.8.)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linked_in_oapi-ompic-asmex-activity-7093304632520658944-6BGy/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

ナイジェリア

- ナイジェリアのアーティストたちは各自の知的財産を守るべき——Omambala 談(2023.8.13)

<https://businessday.ng/life-arts/article/nigerian-artists-should-protect-their-intellectual-property-omambala/>

・ 知財に関する知識の普及を目指すナイジェリア著作権委員会（NCC）が大学生や若手クリエイターを対象とした取組を約束 (2023.8.17)

<https://copyright.gov.ng/ncc-commits-to-engaging-with-university-students-young-creatives-to-grow-ip-knowledge/>

南アフリカ

・ 模倣品の衣類および靴の押収活動を南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）が称賛：経済成長と持続可能な雇用創出に向けた大胆な一手 (2023.8.)

<https://www.cipc.co.za/?p=19701>

・ 知的財産は自衛するもの——EOH 判決から学ぶ重要な教訓 (2023.8.8.)

<https://www.mondaq.com/Article/1352598>

ウガンダ

・ ウガンダ登録サービス局（URSB）が 771.4 億シリングの非税収入を記録 (2023.7.27)

<https://allafrica.com/stories/202307270548.html>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 87

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。